



長野県報

12月11日(月)
平成29年
(2017年)
第2933号

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（地域振興課）	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2

公 告

漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可（園芸畜産課）	3
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	3

告 示

長野県告示第536号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年12月11日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称
社会福祉法人ハーモニー

2 事業の種類
老人保健施設・グループホーム・デイサービス・居宅介護支援事業所共用駐車場拡張整備事業

3 起業地
(1) 収用の部分
長野県松本市大字島内字広田地内

(2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）
老人保健施設・グループホーム・デイサービス・居宅介護支援事業所共用駐車場拡張整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）
起業者である社会福祉法人ハーモニーは、本件事業の遂行について理事会の決議及び評議員会の承認を得て、必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

社会福祉法人ハーモニーは、平成14年に当起業地の隣接地に介護老人保健施設を開設し、以降、介護保険の改正等に対応するため、同所でグループホーム、居宅介護支援事業所及びデイサービスと順次事業を拡大した。この結果、平成14年当時45名であった同所において勤務する職員数は、平成29年6月1日時点で125名に増加している。これに合わせ、開設当初確保していた50台分の駐車場についても増設を重ね、現在は84台分となっているところであるが、必要台数が確保できおらず、不足分については縦列駐車及び枠外駐車で対応している状況である。このことにより、敷地内を散歩する入居者及び付添いの職員の安全性を脅かしているほか、職員の就業が遅れる等業務に支障が生じている。また、面会者からは駐車スペースが不足していることに対し、クレームが多く寄せられている。加えて、今後介護人材の不足が想定される中、実習生及び研修生の受け入れを拡大するためにも、駐車場の不足解消は喫緊の課題となっている。

本件事業の施行により、駐車場が拡張整備されることで、入居者及び職員の安全が確保されるとともに、面会者の駐車スペースの確保並びに実習生及び研修生の受け入れの拡大に寄与することが期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、本件起業地周辺には住宅が少ないと、主として職員用駐車場としての利用を想定しており、自動車の出入りが少なく騒音が抑えられることから周辺環境に与える影響は少ないものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、施設利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された3つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現在の駐車場では必要台数が確保できないことから、縦列駐車及び枠外駐車で対応しているが、敷地内を散歩する入居者及び付添いの職員の安全性を脅かしているほか、職員の就業が遅れる等業務に支障が生じている。また、面会者からは駐車スペースが不足していることに対し、クレームが多く寄せられている。

以上のことから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松本市役所健康福祉部福祉計画課

地域振興課

長野県告示第537号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成29年12月11日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
長野寿光会上 山田病院	千曲市上山田温泉3-34-3	平成32年12月1日

医療推進課

長野県告示第538号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び伊那市役所に備え置きます。

平成29年12月11日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区 域 の 範 囲	市町村名	大字又は町名	字	地 番	標柱番号
折戸	右に掲げる地番の土地に存する 標柱11号から標柱17号までを順次 結んだ線、標柱11号と昭和57年長 野県告示第296号で指定した上村 2号急傾斜地崩壊危険区域の標柱 5号、標柱6号、標柱7号及び標 柱17号を結んだ線に囲まれた区域。	伊那市	長谷市野瀬		1696番6 1695番1 1694番 1696番6 1696番6 2460番1 1696番1 1696番1 1685番1 1689番1	5号 6号 7号 11号 12号 13号 14号 15号 16号 17号

砂 防 課